

平成27年度 やらまいかブランド募集要項

1. 主 催

浜松商工会議所

2. 後 援

浜松市 ※予定

3. 事業目的

本事業は、浜松地域の特産品や様々な地域資源（素材・歴史・文化・技術）を活用した商品のうち、やらまいか精神あふれ、さらなる成長が期待できる新商品を地域一丸となって支援し、浜松市民が誇るやらまいか精神のDNAを次世代に繋げながら産業振興に寄与することを目的に実施する。

4. 申請資格

- ①浜松地域（浜松市・湖西市）に活動拠点をもつ事業所（団体）
- ②事業目的を理解し、主催者とともに持続的なブランド推進活動をしていただける事業所（団体）

5. 申請対象商品

申請対象商品は、下記①～③のすべてに該当する必要があります。

- ①浜松地域の特産品および浜松地域内における様々な地域資源（素材・歴史・文化・技術）を活用した商品のうち、他地域の産品に負けない特徴、品質を有するもの。
- ②市場への安定供給が可能で、かつ安全、安心な商品で申請時に商品化され、流通している消費財（一般消費者が購入できるもの）であること。
- ③過去において「やらまいか浜松ブランド」および「やらまいかブランド」として認定されていない商品であること。

6. 認定証有効期間

やらまいかブランドとしての有効期間は、原則として3年間（平成27年4月1日～平成30年3月31日まで）とし、更新はしないものとする。ただし、辞退ならびに認定を取り消された場合はその限りではない。

7. 申請・登録料

申請料は無料ですが、登録料は1登録品ごとに年間30,000円とする。また、登録料はやらまいかブランドプロモーション費用等に活用させていただくものとする。

8. 申請方法

所定の認定申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに浜松商工会議所あてに提出してください。なお、申請は1社あたり1品とします。

■申請期間 平成26年9月16日（火）～10月24日（金） ※最終日到着分まで受付します

■審査結果発表 平成26年11月～平成27年2月にかけて審査・発表を予定しています。但し、申請点数が多い場合、審査・発表時期が変更になる場合もございますのでご了承ください。

■申請用紙

浜松商工会議所ホームページ上からダウンロードするか、問い合わせ先までご連絡をお願いします。

■提出書類 <必須>

- 認定申請書 ※いただいた情報は、認定後、PR用ツールで活用させていただきます
- 申請商品の写真データ ※認定後、PR用ツールで活用させていただきます
- 申請商品のカタログなど商品概要がわかるもの

■提出書類 <任意>

- 会社や申請商品、代表者に関する紹介記事（新聞・雑誌・書籍などの写し）
- 申請商品にかかる必要な営業許可、販売免許等の写し
- 申請商品に特許権、商標権等を取得している場合はその写し

9. 選考方法

選考審査は、学識経験者等幅広い層から浜松商工会議所が選任した委員からなる評価・選考組織にて、選考基準に基づき審査いたします。なお、選考にあたっては商品説明などプレゼンテーションを求める場合があります。

提出書類は原則として返却いたしません。また、必要に応じて、生産現場を訪問する場合があります。

10. 選考基準

やらまいかブランドの認定を受けるためには、以下の条件を満たしていることが必要です。

- ①多くの消費者に受け入れられる品質を有する自社商品であること
- ②安心、安全な商品であること
- ③独創性や技術性など高い評価が得られるもの
- ④浜松地域内における様々な地域資源（素材・歴史・文化・技術）と申請商品の間に、関連するチャレンジ性（商品ストーリー等）とやらまいか精神があり、浜松地域の活性化およびイメージアップに寄与できること
- ⑤申請商品に活用されている地域資源（素材・歴史・文化・技術）の原産地もしくは加工先が原則として浜松地域内であること
- ⑥申請事業所（団体）が事業目的を理解し、申請商品を通じたやらまいかブランドの推進活動に対し、前向きな姿勢を持っていること
- ⑦関係法令に準拠し、かつ違反していないこと
- ⑧他の特許品または登録品の模倣品でないこと

11. その他

やらまいかブランド認定後は、認定品の認知度向上に向けた取り組みを認定品取扱い事業者と浜松商工会議所が連携しながら進めていきます。

【問い合わせ先】

浜松商工会議所商業観光課

<住所> 〒432-8501 浜松市中区東伊場 2-7-1

<TEL> 053-452-1114 <FAX> 053-459-3535

<E-mail> shogyo@hamamatsu-cci.or.jp